

## 赤土等マスコットキャラクター「もっちゃん」利用規程

### (目的)

第1条 この規程は、赤土等マスコットキャラクター「もっちゃん」（以下「もっちゃん」という。）を利用する際に必要な事項を定め、もって沖縄県（以下「県」という。）のPR、赤土等流出問題の普及啓発活動及び環境保全活動に寄与することを目的とする。

### (利用に関する権利)

第2条 もっちゃんの利用に関する権利は、県に属する。

### (もっちゃんの利用)

第3条 もっちゃんを利用しようとする者は、あらかじめ利用申請を行い、県環境保全課長（以下「管理者」という。）の許諾を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、もっちゃんの利用が次の各号に該当する場合には、管理者の許諾を要しない。

- (1) 著作権法に定める著作権の制限に該当するとき。
- (2) 県の機関及び県の事業で利用するとき。
- (3) 県が後援するイベント等の主催者が利用するとき。
- (4) 報道機関が報道及び広報の目的で利用するとき。

### (利用許諾の申請)

第4条 前条第1項の規定により、管理者の許諾を受けようとする者は、「もっちゃん利用申請書」（様式第1号）に関係書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の規定により申請を行った者（以下「利用申請者」という。）に対し、必要に応じて資料等の提出を求めることができる。

### (利用許諾の手続き)

第5条 管理者は、前条第1項の規定による利用申請があった場合は、その内容を審査し、当該利用が第1条に定める目的に合致すると認められるときは、利用許諾を行うことができる。なお、この場合、管理者はもっちゃんの利用方法及びその他の事項について、必要に応じ条件を付することができる。

2 管理者は、前項に規定する利用許諾を行った場合は、「もっちゃん利用許諾通知書」（様式第2号）により当該利用申請者へ通知するものとする。

### (利用許諾の制限)

第6条 管理者は、前条の規定にかかわらず、利用申請者のもっちゃんの利用が次の各号のいずれかに該当する場合、その利用を許諾しないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 県の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 特定の個人、団体、法人（県を除く。）又は商品等を支援若しくは推薦し、又はこれらを行うおそれがあると認められる場合。ただし、第1条に規定する目的の実現に特に効果が認められる場合にはこの限りではない。
- (5) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに関する利用と認められる場合

- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（同条第1項第5号に規定する営業を行う者を除く。）に規定する営業又はその広告等に利用される場合
  - (7) もっちんの利用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
  - (8) もっちんのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
  - (9) その他、管理者が適当でないと認める場合
- 2 管理者は、前条の規定にかかわらず、利用申請者が次の各号のいずれかに該当する者の場合は、その利用を許諾しないものとする。
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6条に規定する暴力団員
  - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（同条第1項第5号に規定する営業を行う者を除く。）に規定する営業を行う者
  - (3) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57条）第33条に規定する連鎖販売取引を行う者
  - (4) 政党若しくは宗教団体、又はこれらを支援若しくは支援するおそれがある者
  - (5) 県の指名停止措置を受けている者
  - (6) 法令及び公序良俗に反すると認められる行為を行う者
  - (7) 県の信用又は品位を害すると認められる行為を行う者
- 3 管理者は、前二項の規定により前条の利用許諾を行わない場合は、「もっちん利用不許諾通知書」（様式第3号）により当該利用申請者へ通知するものとする。

（利用許諾内容の変更等）

- 第7条 第5条の規定により利用許諾を受けた者（以下「利用者」という。）が、当該利用許諾を受けた内容について変更をしようとする場合は、あらかじめ「もっちん利用変更申請書」（様式第4号）を管理者に提出し、変更についての利用許諾を受けなければならない。
- 2 管理者は、前項の規定による変更申請があった場合は、第5条第1項の規定を適用しその内容の審査を行い、当該変更が適正と認められるときは、その利用についての変更許諾を行うことができる。
- 3 管理者は、前項に規定する変更についての利用許諾を行った場合は、「もっちん利用許諾通知書」（様式第2号）により当該利用者へ通知するものとする。
- 4 管理者は、前条第1項及び第2項の規定により前項の利用変更承諾を行わない場合は、「もっちん利用不許諾通知書」（様式第3号）により当該申請者へ通知するものとする。

（利用者の遵守事項）

- 第8条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) もっちんの利用が第1条に規定する目的にあることに留意し、その趣旨を損なわないよう十分に注意すること。
  - (2) もっちんの利用にあたっては、利用許諾（第7条の規定による利用内容の変更許諾があった場合は、その変更後のもの。以下同じ。）を受けた内容に限ること。
  - (3) 利用許諾を受けた権利を譲渡、転貸又は承継しないこと。

- (4) 第5条及び第7条の規定により利用許諾を受けた者は、利用許諾番号（管理者が指定する。）を、利用許諾を受けた対象物又は当該対象物の包装等（以下「利用対象物等」という。）に必ず行うこと。
- (5) 消費者保護等の観点から、責任の所在が明らかとなるよう、利用対象物には販売者、製造者又は制作者の名称と連絡先を明示すること。
- (6) 第三者に利用対象物等の製造等を委託する場合は、その委託先との間で、利用許諾を受けた個数以上の製造等が行われないように義務づける契約を利用者の責任で行い、数量管理を徹底すること。
- (7) 当該利用許諾に係る利用対象物等の完成品の写真又はサンプルを提出すること。ただし、完成品の写真若しくはサンプルの提出が困難な場合の提出物については、管理者が別に指示する。
- (8) 管理者が行う売り上げ調査その他の照会に応じること。
- (9) その他各種の法令を遵守すること。

（利用料）

第9条 もっちんの利用料については、当分の間、無料とする。

（利用許諾の取り消し等）

第10条 管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用許諾を取り消すことができる。

- (1) 提出した「もっちん利用申請書」又は「もっちん利用変更申請書」の内容に虚偽があることが判明した場合
- (2) 第6条第1項又は第2項の各号いずれかに該当するに至った場合
- (3) 第8条の遵守事項に違反した場合
- (4) その他利用許諾の継続が不相当であると認められた場合

2 管理者は、前項に規定する取り消しを行った場合は、「もっちん利用許諾取消通知書」（様式第5号）により当該取り消しを受けた者へ通知するものとする。

3 前項の規定により利用許諾の取り消しを受けた者は、利用対象物等に利用許諾取り消しの日からもっちんを利用することはできない。

4 管理者は、利用許諾の取り消しを受けた者に対して、利用許諾の取り消しを受けた利用対象物等について回収等の措置を要求することができる。

5 管理者は、前三項の規定により、利用許諾の取り消しを受けた者に生じた損害について、一切の責任を負わない。

6 管理者は、第1項の規定により利用許諾の取り消しを受けた者が、その取り消し後に行った利用申請について、必要と認める期間、当該利用許諾を行わないことができる。

7 管理者は、利用許諾を受けずにもっちんを利用した者が行う利用申請について、前項の規定を適用することができる。

8 前二項に定める管理者が必要と認める期間は、第6項の規定については取り消しの日から、第7項の規定については県が事実を確認した日から起算して、最長10年間とする。

（申請等の取り下げ）

第11条 第4条及び第7条の規定に基づき申請を行った者は、その申請について、「もっちん利用申請取下書」（様式第6号）を管理者へ提出することで、当該申請を取り下げることができる。

(利用の非独占性等)

第12条 この規定による利用許諾は、利用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してもっちんを利用する権利を付与するものではない。また、利用者又は利用対象物等について県が推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

第13条 県は、この規定による利用申請、その他各種申請及びもっちんの利用の実施に係る経費または役務を負担しない。

(賠償責任等)

第14条 県は、利用許諾を行ったことに起因し利用者に生じた損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 利用者は、利用対象物等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、県に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3 利用者は、もっちんの利用に際して故意又は過失により県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を県に賠償しなければならない。

4 管理者は、前二項の規定に違反する利用者に対し、必要な措置を行うよう命ずることができるとともに、必要な法的措置をとることができる。

(情報の公開)

第15条 管理者は、もっちんの適正な管理と、広く利用促進を図る観点から、利用許諾の状況及び利用許諾の取り消し状況について情報を公開することができる。

(二次的著作物)

第16条 もっちんを元に創作された二次的著作物（以下「二次的著作物」という。）の利用に関する権利は、その著作者及び原作者である県に属する。

2 二次的著作物を利用する際に必要な事項は、著作者の指示によるもののほか、この規程を準用するものとする。この場合、第3条から第15条まで及び第18条の各規程にある「もっちん」は「二次的著作物」に読み替えるものとする。

(事務)

第17条 この規程に関する事務は、県環境部環境保全課が行う。

(その他)

第18条 この規程に定めるもののほか、もっちんの利用に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附則

この規定は、令和2年11月18日から施行する。

附則

この規定は、令和3年4月1日から施行する。